

本日の内容

- 1 「重点措置」適用後の県の取組について
- 2 本県における感染状況等について
- 3 「基本的対処方針」変更に伴う県の対策等について
- 4 感染拡大防止協力金について

「重点措置」適用に伴う取組状況①

「重点措置」等	区域	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
飲食店への要請	仙台 市内	□時短営業 (5:00-20:00) ※酒類提供は11:00-19:00	○4/3 事業者(約1万店舗)・関係8団体へ通知 ○まん延防止等措置実態調査 ・感染防止対策要請への対応状況調査 ・営業時間短縮の要請への対応状況調査
	仙台 市外	□接待を伴う又は酒類を提供する 飲食店の時短営業(5:00-21:00)	○4/3 事業者(約9,000店舗)・ 関係8団体へ通知 ○市町村の協力による営業時間短縮の要請
	共通	□利用者へのマスク会食の周知等 □アクリル板の設置等 □CO₂センサーの設置, ガイドラインの遵守徹底 □カラオケ設備の利用自粛	への対応状況調査
その他の施設へ の感染拡大防止 の協力依頼	仙台 市内	□時短営業(5:00-20:00) ※酒類提供は11:00-19:00 □有症状者の入場禁止, 消毒設備の設置, 換気等 □ガイドラインの遵守	○4/3~4/8 関係団体へ周知 【業種別】 ホテル・旅館等9, ライブハウス施設19, スポーツ19(※プロスポーツ3含む), 遊技業等6, 県有体育施設6, 商工団体(百貨店・展示場含む)34, 卸売市場等18
頻回·重点検査	仙台 市内 仙台	□歓楽街等での重点検査 □高齢者施設等の従業者に対する 頻回検査	○1,072店舗・5,092人申込み ○高齢者施設等職員約12,500人を対象として抗 原定量検査を週1回程度実施する予定。 ○高齢者施設等職員(約720施設,約23,000人)を
市外 市外 局 感染症拡大防止 全県 □時短営業に全面協力した事業者 □			対象として抗原定性検査を週1回程度実施
MソJ並マノメルロ			

「重点措置」適用に伴う取組状況②

_		
「重点措置」等	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
県民への要請	□不要不急の外出・移動の自粛 □時短要請した時間以降に飲食店等に みだりに出入りしないこと 【法31条の6第2項】 □ガイドラインを遵守しない 飲食店利用の自粛 □飲食店の求める感染防止策への 積極的な協力	○4/3 仙台市との共同記者会見(YouTube配信) 市町村危機管理部門へ通知 ○4/5~道路情報板での「重点措置」実施中の周知 ○4/6 県内67金融機関等に通知 ○4/9 仙台市による県民・事業者向け新聞広告 ○4/3~4/5 文化芸術・県有体育施設・ プロスポーツに周知 ○4/13 街頭呼びかけ(大崎市)
イベント開催に ついての要請	□ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 □開催要件(人数上限5,000人以下, 大声での歓声・声援等が想定される ものは収容率50%以内)	○4/21 街頭呼びかけ(気仙沼市) ○4/17 新聞広告(県民向け要請内容等の周知)
事業者への要請	□「出勤者数の7割削減」を目指すことも 含めたテレワーク等の推進	〇4/5 商工関係団体等へ周知
大学等への要請	□学生に対するマスク会食の徹底等 □感染防止と面接授業・遠隔授業の 効率的実施等による学修機会の確保	〇4/6 宮城大学, 私立学校設置者に通知
(独自の取組)	□県立高校への周知	〇教育活動, 入学式・始業式における感染防止徹底 〇部活動でのガイドライン遵守・練習試合等の自粛
その他	□国と都道府県との連携会議	〇4/1~「重点措置」適用自治体(宮城・大阪・兵庫, 4/12~東京・京都・沖縄, 4/19~埼玉, 千葉, 神奈 川, 愛知, 4/26~愛媛)と内閣府等との間で対策 実施状況等の情報共有を行うweb会議を5回開催

[※]上記要請の対象区域は県内全域。

飲食店に対する感染防止対策要請への対応状況調査等

1 感染防止対策要請への対応状況調査(令和3年4月5日~)

- ①対 象 仙台市内の飲食店(コンビニ等を除く対象店舗)
- ②実施方法 県及び仙台市職員等で実施
- ③調査内容 アクリル板等の設置(又は座席の間隔の確保), 手指消毒の徹底,食事中以外のマスク着用の推奨, 換気の徹底などを確認

現地確認できた 約4,500店舗に対して 感染症対策等の 実施状況を確認

(令和3年4月24日現在)

2 営業時間短縮の要請への対応状況調査(令和3年4月5日~)

- ○仙台市
- ①対 象 仙台市内の飲食店(コンビニ等を除く対象店舗)
- ②要請内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午前11時~午後7時)
- ③実施方法 県職員等で実施
- ○仙台市以外
- ①対 象 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店
- ②要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- ③実施方法 市町村の全面的な協力を得て実施

9,013店舗を巡回し, 対応状況を確認

(令和3年4月24日現在)

約3,900店舗を巡回し, 対応状況を確認

(令和3年4月24日現在)

3 集中 P C R 検査の実施(中心市街地飲食店従業員)

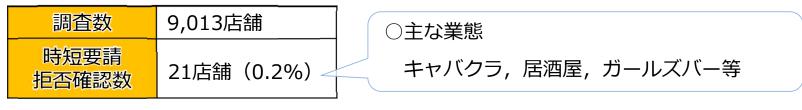
- ①対 象 仙台市内(国分町,一番町,中央)の 飲食店2,888店舗
- ②申込期間 令和3年3月25日~4月2日
- ③申込状況 1,072店舗,5,092人
- ④受検者数 4,724人

協力いただいた店舗を ホームページで公表 (公表希望あり)

(令和3年4月24日現在)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく命令等について

1 全体概況(営業時間の短縮要請関係)



(※令和3年4月26日現在)

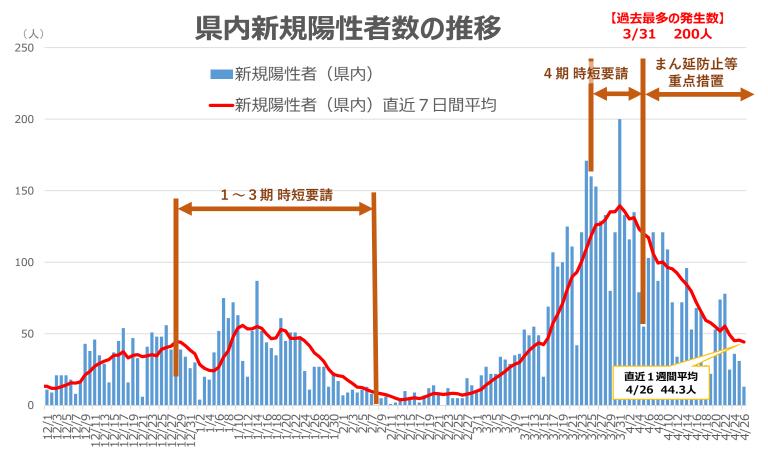
2 これまでの取り組みと今後の予定



本日の内容

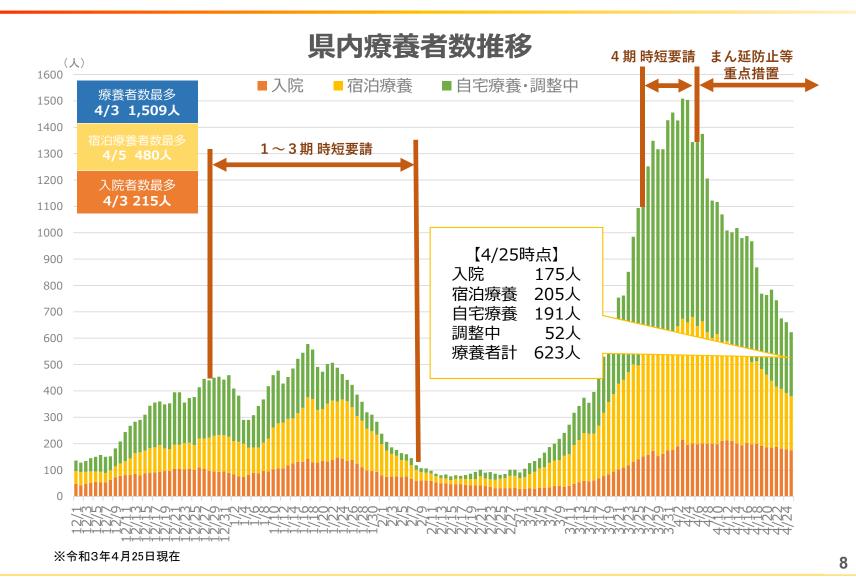
- 1 「重点措置」適用後の県の取組について
- 2 本県における感染状況等について
- 3 「基本的対処方針」変更に伴う県の対策等について
- 4 感染拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等①

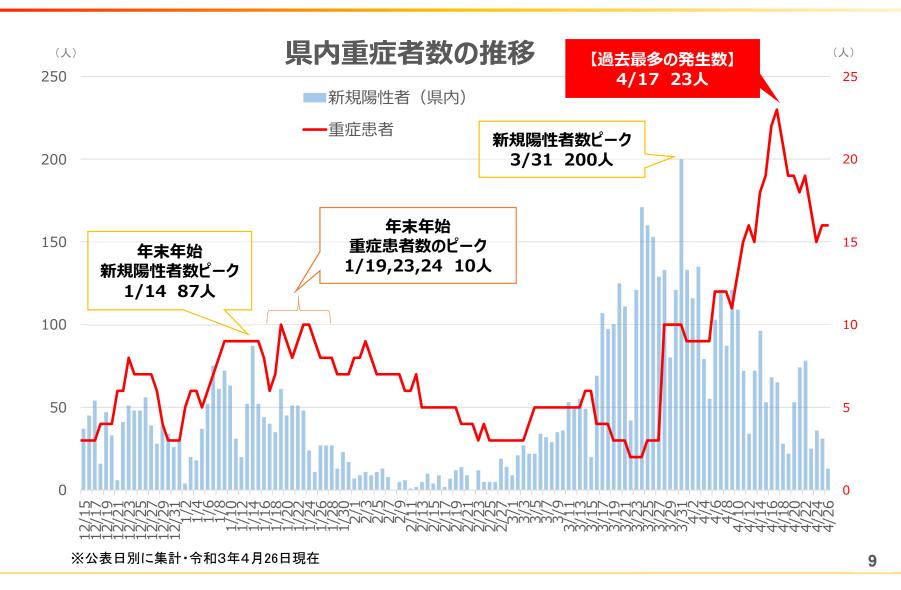


	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
県内新規陽性者数	1	6	81	0	6	66	47	199	320	484	981	1,218	214	2,412	1,879	7,914
(一日当たり)	(1.0)	(0.2)	(2.7)	(0.0)	(0.2)	(2.1)	(1.5)	(6.6)	(10.3)	(16.1)	(31.6)	(39.3)	(7.6)	(80.4)	(72.3)	(18.8)
死亡者数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6	6	3	6	29	60

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等②

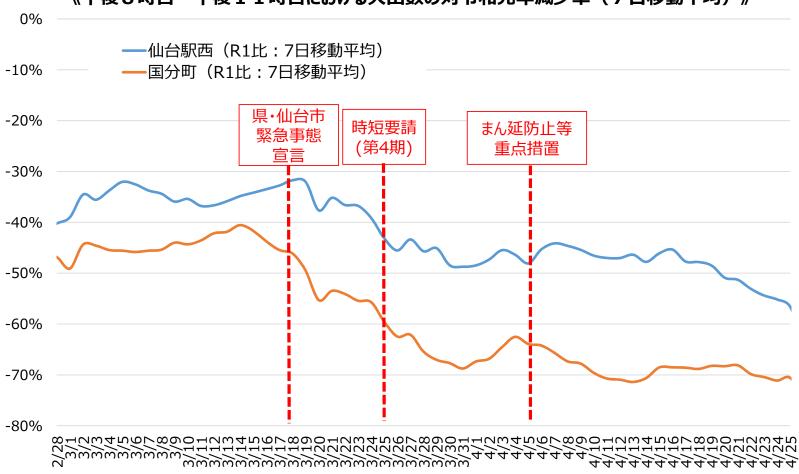


新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等③



人出の状況

《午後8時台~午後11時台における人出数の対令和元年減少率(7日移動平均)》



※R3.4.25時点

※データ提供:株式会社Agoop

病床の使用状況

受入可能病床の使用状況

R3.4.26時点	全	県	仙台医療圏		
173.4.20时点	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者	
使用率	72.4%	57.1%	85.2%	78.9%	
使用病床数	168床	16床	115床	15床	
受入可能病床数	232床	28床	135床	19床	

※「受入可能病床」:対応人員や入退院の状況により実際に各医療機関が当日に受入可能な病床

確保病床の使用状況

D2 4 260± ±		県	仙台医療圏		
R3.4.26時点	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者	
使用率	48.4%	38.1%	47.1%	48.4%	
使用病床数	168床	16床	115床	15床	
確保病床数	347床	42床	244床	31床	

※「確保病床」: 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床

医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標

		医療提供体	は制等の負荷	感染の状況			
	(①医療の逼迫具	合				
項目	入院	医療	重症者用病床	②療養者数	3陽性者数/ PCR検査件数	④直近1週間の	⑤感染経路不明
	確保病床 ^{※1} 使用率	入院率 ^{※2}	確保病床 ^{※1} 使用率	(対人口10万 人)	(最近1週間)	陽性者数(対人 口10万人)	な者の割合
指標値	50.4%	28.1%	38.1%	27.0人	7.0%	13.0人	20.4%
ステージⅢ の指標	20%	40%	20%	20人	5%	15人	50%
ステージ Ⅳ の指標	50%	25%	50%	30人	10%	25人	50%
(参考1) 指標	標値算出のための	の実績値等					
時点	4/25	4/25	4/25	4/25	4/19 ~4/25	4/19 ~4/25	4/10 ~4/16
分子	175床	175人	16床	623人	299人	299人	93人
分母	347床	623人	42床	2,306千人	4,293人	2,306千人	456人

※1「確保病床」: 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床。

※2「入院率」 : 療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合かつ, 新規陽性者で入院が必要な場合に,

医療機関から届出のあった翌日までに入院できていない場合に適用。

(注) 本県では現在, 入院が必要な方が届出の翌日までに入院できているため, 入院率は適用されない。

本日の内容

- 1 「重点措置」適用後の県の取組について
- 2 本県における感染状況等について
- 3 「基本的対処方針」変更に伴う県の対策等について
- 4 感染拡大防止協力金について

「基本的対処方針」の主な変更点(重点措置の強化策等)

変更点	主な内容等
期間(宮城県)	(旧)令和3年4月5日~5月5日 → (新) 令和3年4月5日~ <u>5月11日</u>
飲食対策の徹底	□飲食店に対する酒類及びカラオケ設備提供の自粛の要請 ※同措置について命令・罰則ありの要請を可能とするため,告示を改正 □措置区域内の飲食店等に対する見回り・働きかけを引き続き実施 →緊急事態宣言区域からの利用者流入が懸念される区域で重点的に実施
	□住民に対する 時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控える こと等の 感染防止に必要な協力を要請 □ <u>感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起(路上等での集団飲酒</u>)
人流の抑制	□飲食店等以外の大規模な集客施設 (劇場・映画館・デパート等の政令11条に規定する施設)に対して, ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮 ②施設内外に混雑が生じることがないよう「入場整理」の徹底 についての働きかけを徹底
宣言区域との 往来自粛の徹底	□緊急事態宣言区域との往来自粛を徹底 →同区域への通勤についても在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の 促進等により,宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す □鉄道事業者等に対して,上記取組への協力として,宣言区域と往来する 路線について週末及び休日における減便を依頼

【出典】政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第63回)」資料を基に県で作成

「重点措置」適用に伴う県の対策等【概要】

要請期間	令和3年4月5日~ <u>同年5月11日</u>	対象区域	宮城県全域
対策の 概要	基本的には 5月5日までの要請内容を5月11日まで継 国の基本的対処方針の見直し等に伴い、 一部の対策を		
備考	3月18日から実施している 県と仙台市独自の緊急	-	月11日まで延長

要請対象	地域	主な要請内容
県民	県内全域	不要不急の外出自粛(特に緊急事態措置区域)、年度初め行事の自粛、 感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、 <u>感染リスクの高い行動の自粛(路上・公園等での集団飲酒)</u> 等
イベント	県内全域	開催制限(収容率・人数上限)、ガイドラインの遵守、追跡対策 等
飲食店	仙台市	全飲食店の時短営業:午前5時-午後8時(酒類提供:午前11時-午後7時) 感染防止対策徹底(マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛)等 ※正当な理由がなく上記に応じない場合、命令・過料(20万円)あり
	仙台市外	酒類・接待飲食店の時短営業:午前5時-午後9時 感染防止対策徹底(マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛)等
その他の 施設	仙台市	時短営業:午前5時-午後8時まで 入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守 等
事業者	旧内全战	感染防止対策の徹底、年度初め行事の自粛、テレワーク徹底等による 出勤者数減(<u>特に緊急事態措置区域への出勤</u>)
大学等	県内全域	年度初め行事の自粛、感染防止と学修機会の確保との両立、 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛 等

[※]下線部の内容は、4/23の基本的対処方針見直し等に伴い、今回追加したもの

「重点措置」適用に伴う要請内容①【県民への要請】

県民への要請(県内全域)

- 日中も含めた不要不急の外出や移動を自粛すること、<u>近場の外出でも三密を避けること</u>
- 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等(首都圏・関西圏・愛知県・ 愛媛県・沖縄県)との往来は厳に控えること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと (第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店<u>等や営業時間短縮の要請に応じていない</u> 飲食店等の利用を自粛すること
- 年度初めにおける行事(歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など)の 開催を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を 徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること

「重点措置」適用に伴う要請内容②【イベント開催】



イベント主催者等への要請(県内全域)

※県主催・共催イベントを含む

- **業種別ガイドラインの遵守**を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA), みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の導入・名簿作成などの**追跡対策を徹底**すること
- **全国的な移動を伴うイベント**又は参加者が**1,000人を超えるイベント**を開催する際には、 そのイベントの開催要件等について、**県に事前に相談**すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや 収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること

開催制限等(4月27日~5月11日)



「収容率」か「人数上限」の小さい方を限度

Ц Д!	容率	人数上限
大声での歓声、声援がないことを 前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの※2	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウスナイトクラブでのイベント等	5,000人 以下
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% ^{※1} 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- ※1 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。 すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※2: 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

「重点措置」適用に伴う要請内容③-i【仙台市内】



飲食店への要請(仙台市内)

※県有施設を含む

営業時間短縮の協力要請〔特措法31条の6第1項〕

※5月12日午前0時から午前5時までの間は 法24条9項に基づく要請となる

期間 令和3年4月5日午後8時から令和3年5月12日午前5時まで

対象 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店※(宅配・テイクアウトを除く)

内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

その他の協力要請

(7 10 10 1	2 1007 3 X L13
	法31条の6 第1項	 ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○ アクリル板の設置等 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 ○ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店)
	法24条 第9項	CO2センサーの設置業種別ガイドラインの遵守を徹底

- ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。
- ※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)

「重点措置」適用に伴う要請内容③-ii【仙台市内】



その他の施設への感染拡大防止の協力依頼(仙台市内)

※県有施設を含む

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	○午前5時から午後8時までの時間短縮営業
集会場又は公会堂、展示場	(酒類の提供は午前11時から午後7時まで) ※法に基づかない任意の協力のお願い
博物館、美術館又は図書館	○入場者の整理誘導 <u>(特に緊急事態措置の</u>
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	実施期間は施設内外に混乱が生じることがない よう入場整理を徹底すること)、
遊興施設*	発熱等有症状者の入場禁止、
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超) ※生活必需物資を除く	・手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、 施設の換気 ・ ※種間ボイミニスンの第中
サービス業を営む店舗(1,000㎡超) ※生活必需サービスを除く	√ ○業種別ガイドラインの遵守

- ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。
- ※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)

「重点措置」適用に伴う要請内容4【仙台市外】



飲食店への要請(仙台市を除く県内全域)

※県有施設を含む

営業時間短縮の協力要請〔特措法24条第9項〕

期間	令和3年4月5日午後9時から令和3年 <u>5月12日</u> 午前5時まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 <u>(宅配・テイクアウトを除く)</u> ①接待を伴う飲食店(※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗) ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

その他の協力要請〔特措法24条第9項〕

- 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)
 アクリル板の設置等
 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等
 CO₂センサーの設置
 業種別ガイドラインの遵守を徹底
 カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗でカラオケ設備がある店)
 - ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。
 - ※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること。(協力依頼)

「重点措置」適用に伴う要請内容⑤【その他県内全域】

追加

事業者への協力依頼

- 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への 出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めること

大学等への協力依頼

- 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること
- 年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、 適切な開催方法を検討すること

「重点措置」の実効性確保に向けた県の取組

実施中

高齢者施設等の感染対策

4月から6月まで2週間に1回、 入所型の高齢者施設等の職員を対象に した行政検査を実施

施設等の感染状況を的確に把握し、 必要な感染拡大防止策を早期に実施

実施中

時短営業等の遵守徹底

飲食店等に対する実地での働きかけ (時短営業・感染対策に係る見回り)

緊急事態措置区域(首都圏等)からの 利用者流入が懸念される区域 (仙台市内)について重点的に実施

特措法31条の6第3項に基づく命令等

実施中

モニタリング検査

密になりやすい・多くの人が出入りし 接触するような場所でのモニタリング 検査拡充への積極的な協力

実施済

歓楽街等での重点的検査

仙台市内中心市街地の飲食店従業員を 対象とした集中的なPCR検査の実施

追加

感染リスクが高い行動への注意喚起

県民への啓発・広報等に加え、 市町村・公園管理者等に対して、 路上・公園等における集団飲酒等の 自粛を呼びかけるよう要請

本日の内容

- 1 「重点措置」適用後の県の取組について
- 2 本県における感染状況等について
- 3 「基本的対処方針」変更に伴う県の対策等について
- 4 感染拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金①

まん延防止等重点措置の延長対応・仙台市適用分

【①実施スキーム】



仙台市内で食品衛生法に基づく 飲食店営業許可を受けている施設を 運営し、下記の要件を満たした事業者

【②対象要件】

- ○令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時の期間中 に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
 - ※酒類の提供は午前11時から午後7時までの間に限る。
- ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		~7.5万円	7.5~25万円	25万円~
企業者	A <u>売上高</u> による方法	3万円/日	3〜10万円/日 (1日の <u>売上高</u> の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	売上高 <u>減少額</u> ×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高 <u>減少額</u> ×0.4(上限額20万円)/日		

- ※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は1施設あたり1日単価×6日間
- ※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金②

まん延防止等重点措置の延長対応・仙台市以外市町村適用分

【支給額】

1施設・1日当たり2万円×6日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、 短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

【実施スキーム】



【対象施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を 受けている下記の店舗

- ①接待を伴う飲食店
 - ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
- ②酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)

【対象要件】

- ○令和3年5月5日以前から開業しており、 令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日 午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの 時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
 - ※従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で 営業している店舗は要請対象外
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の 取得及び掲示等

新型コロナウイルス感染症拡大防止 東北・新潟共同メッセージ

~ 心をひとつに故郷を守ろう ~

- 1 県境をまたぐ移動の自粛等
- 2 基本的な感染防止対策の徹底



















岩手県 宮城県

秋田県

新潟県

新潟市

県境をまたぐ移動は自粛を!

感染拡大地域との往来は控えて!

感染状況を踏まえて慎重に判断!

<u>オンライン帰省・テレワークを活用!</u>

基本的な対策の徹底!

マスク・手洗い・消毒

「三密」を避ける!

飲食店を利用する場合は・・・

感染防止対策を講じているお店を利用しよう!

<u>飲食店でも</u> 対策の再徹底を!!

多人数・長時間の 会食はしない!

新型コロナウイルス感染症拡大防止 東北・新潟共同メッセージ

~ 心をひとつに故郷を守ろう ~

よろしくお願いします



















岩手県

宮城県

山形県

福島県

新潟市